

本規約は、上記の発効日に修正され、上記の発効日から適用される取引条件書となる。アウトブレインジャパン株式会社は本規約を変更、修正、又は更新することができる。

アンプリファイ規約

アンプリファイ規約（以下「本規約」という）は、アウトブレインジャパン株式会社（以下「アウトブレイン」という）と広告掲載申込書又はアウトブレインのダッシュボードを利用する事業主体（以下「顧客」という）との間で締結される。本規約に準じて顧客はアウトブレインのサービスを利用し、本規約及び顧客の作成する広告掲載申込書あるいはアウトブレインダッシュボード（以下「ダッシュボード」という）を通じて入力された情報が両当事者間の全ての合意事項（以下「本契約」という）を構成するものとする。特別の定めがある場合を除き、(i)広告掲載申込書の条件あるいはダッシュボードを通じて入力された条件（以下「キャンペーン詳細」という）と(ii)本規約との間に齟齬がある場合には、キャンペーン詳細が優先する。

第1条 サービス

第1.1項

アウトブレインは、オンラインプロパティのネットワーク（以下「ネットワーク」という）と提携し、ウェブサイトへ誘導するリンクを含むユーザーインターフェイスを表示する（以下「サービス」という）。アウトブレインは、独自のアルゴリズムを用いて、ネットワーク上のサービスに表示するリンクを決定する。

第1.2項

アウトブレインは、サービスを通じてネットワーク上に顧客の選択するグラフィック、テキスト、映像及び／又は音声コンテンツへのリンク（以下、リンクとリンクからアクセスできるコンテンツを合わせて「コンテンツ」という）を表示する。アウトブレインは、(i) 顧客のキャンペーンの終了日、(ii) 顧客の予算に達した時点、もしくは(iii) キャンペーンが無効になった時点のいずれかのうち、最も早い時点まで、ネットワークでのコンテンツ配信を継続する。なお、(i) 及び (ii) はそれぞれ、顧客によってキャンペーン詳細で指定されるものとする。（但し、アウトブレインは配信停止されたコンテンツに対する追加の動作（第5.1項に定義されている）分について請求する権利を留保する。これについては、[FAQ](#)を参照。）

第1.3項

アウトブレインは、(i) コンテンツの配置、位置付け、提供のタイミング、(ii) コンテンツ上のクリック又はインプレッション（特定セグメントのクリックも含む）、又は(iii) コンバージョンを保証するものではない。（第5条に定義されている）料金が顧客の予算に達しない場合、顧客の救済措置は、(i) 適用されるキャンペーンの終了日の延期、(ii) キャンペーンを完了させるためのコンテンツの別途コンテンツへの置き換え、又は別途コンテンツの追加（さらに以下第2条にも従う）、(iii) コンテンツに対して発生した料金分の支払い、のいずれかのみとする。アウトブレインはいかなる場合にも、コンテンツへの誘導の失敗につき、責任を負わない。

第1.4項

アウトブレインは、キャンペーンに関するレポートを顧客に提供する。最終月次レポート（但し、日次レポートとは異なる場合もある）は、顧客の支払うべき料金のアウトブレインによる算定の根拠とする。顧客は、アウトブレインと互換性のある自らのトラッカーを提出することができる。（アウトブレインと互換性のあるトラッカーに基づく）顧客の計測値とアウトブレインの計測値の間に10%以上の乖離がある場合には、両当事者は誠意を持って協力し、アウトブレインに支払われるべき正確な金額を決定する。乖離が10%に満たない場合には、アウトブレインの計算値を最終的な数値とする。

第2条 コンテンツ

第2.1項

顧客はアウトブレインに対し、コンテンツをネットワークに掲載することを許可する権利を有し、自らコンテンツの妥当性と合法性

を判断する責任を負う。さらに、顧客の選択するコンテンツは、随時改定されるアウトブレインの[広告ガイドライン](#)に準拠しなければならない。アウトブレインは、その単独裁量権により、コンテンツを拒否又は削除することができる。顧客は、アウトブレインがコンテンツに責任を負わないことを了承し、またコンテンツの作者による修正、読者からのコメント等により、キャンペーン中にコンテンツが変更される場合があることを承諾する。こうした変更の際、顧客の措置として、キャンペーンから当該コンテンツの削除及び／又は他のコンテンツの選択をアウトブレインに指示することとする。コンテンツの作者又はパブリッシャー等からコンテンツに関して、異議申し立てがあった場合には、顧客は、アウトブレインが[利用条件](#)の第2条に則り、その単独裁量権により、当該コンテンツをサービスから削除することを了承する。

第2.2項

顧客は、(i) コンテンツが顧客又は顧客の指示に基づいて作成され、もしくは顧客により支払われている場合、この旨をコンテンツ上またはその傍らに明記し、(ii) (顧客もしくは顧客の代理人によって作成されたかを問わず) コンテンツの見出しのすべての文言を使用する権利を有し、及び／又は承諾すること、(iii) コンテンツの見出しがコンテンツのトーン及び主題を正確に反映していること、並びに(iv) アウトブレインとのキャンペーンにおいて、すべてのイメージ、画像、及び映像を使用する権利を有することを表明し保証する。

第2.3項

顧客は、直接的にも間接的にも、(i) わいせつな内容、誹謗、中傷、名誉棄損、ポルノ、暴力的・冒流的を含む社会通念上好ましくない、あるいは非法なコンテンツ、(ii) 事実に関して不正確で誤解を招く、あるいは欺瞞的なコンテンツ、及び／又は、(iii) ねずみ講、賭博、違法薬物の販売ないし使用、特定の個人ないし集団に対する差別または嫌がらせなど、非合法活動を奨励又は推進するコンテンツを提供しないものとする。また、顧客のコンテンツは、(a) サービスへの入稿時と異なるリンク先にリダイレクトしてはならず、及び／又は (b) サービスへの入稿時のコンテンツから記載内容を変更してはならない。

第2.4項

両当事者は、コンテンツのアンチマルウェアによるスキャン処理のシステムを導入するものとする。通知のあった場合、両当事者は直ちにネットワークから不審なコンテンツの削除を行わなくてはならない。

第3条 期間と解除

キャンペーン詳細は、個別のキャンペーンの開始日と終了日を定める。但し、(i) 顧客は、理由を問わず、アウトブレインに対し、2営業日前までに書面にて、又は、12時間前までにダッシュボードを通じて通知することにより、もしくは(ii) アウトブレインは、理由を問わず、顧客に対し、14日前までに書面にて通知することにより、本契約あるいは個別のキャンペーンを中断または中止することができる。通告期間中、通告以前に契約されたキャンペーンは、キャンペーン詳細に従って継続されるものとし、顧客は、通告期間中に発生した全ての料金について、アウトブレインに支払う義務を負う。また、顧客が本契約の定め違反していると合理的に判断した場合、アウトブレインは、顧客がサービスを利用することを停止、もしくは終了する権利を留保する。

第4条 キャンペーン詳細

顧客は、アウトブレインのダッシュボードを通じ、オンラインレポート及びキャンペーンを管理することができる。なお、アウトブレインは、ダッシュボードに登録された顧客の特定の個人データを取扱うことができる。アウトブレインは、顧客の質問及び要請に対応するために、当該個人データを収集、処理することができ、顧客に特定のサービスについてのアクセスを提供し、顧客の身元を承認し、また、サービスの使用について顧客と連絡を取ることができる。顧客は、自らログインし、ダッシュボードから、要求又は承認したすべての変更（直接的、又は間接的にアウトブレインのAPIを介して行った変更を含む）について単独で責任を負う。顧客は、そのダッシュボードへのログイン及びパスワードの保護について単独で責任を負う。顧客は、ダッシュボードを用いてキャンペーン詳細を変更することによりキャンペーンを管理し、及び／又は、アウトブレインの定める通り、アウトブレインのアカウントマネージャーと相互に協力し合うオプションを有する。

第5条 料金及び支払い条件

第5.1項

「料金」は、以下の支払い方法のいずれかにより販売される成果物に基づくものとする。(i) コスト・パー・クリック(CPC)、(ii) コス

ト・パー・ミル(CPM)インプレッション、又は(iii)その他、当事者間で随時合意した望ましい動作(以下、それぞれを「動作」という)。顧客は、アウトブレインのトラッキングシステムで測定し、ネットワークを通じて譲渡された顧客コンテンツの料金及び該当する税金等を、アウトブレインに対し支払うものとする。CPCがキャンペーンの指標として使用される場合、当該CPCは、その時点において発効しているアウトブレインの最低限のCPC(市場の状況により随時異なる)未満であってはならない。顧客は、アウトブレインの自動入札フィーチャーを使用する場合、顧客のキャンペーン目標を達成することを目的とした、アウトブレインの裁量により、顧客のCPCを設定及び修正する権利をアウトブレインに付与する。顧客は、キャンペーンのために利用する第三者の広告使用において、発生したすべての追加料金を負担する。顧客は、ダッシュボード、あるいは、広告掲載申込書の修正により予算を増額もしくは減額することができる。

第5.2項

顧客が広告掲載申込書に署名した際、(広告掲載申込書にその他取り決めがない限り)通常、翌月末日までに、アウトブレインから顧客に対し料金は請求される。顧客は当該暦月の末日から60日以内にすべての請求金額を支払うものとする。料金請求に関して、誠実に異議のない場合、顧客は全額を支払わなければならない。顧客がダッシュボードからキャンペーン詳細を設定、もしくは広告掲載申込書に署名し、及び料金請求のためにクレジットカードを使用する場合には、アウトブレインは、その単独裁量権により設定する間隔をあけて、顧客のクレジットカードに(その他手数料等を含む)アウトブレイン費用を請求する。但し、通常請求とクレジットカード請求の決定権は、アウトブレインのみにあるものとする。アウトブレインは、払い戻し請求を含め、すべての請求に関する照会をケースバイケースで見直し、その単独裁量権により請求を承認又は拒否する権利を留保する。

第5.3項

顧客は、請求書に対し異議のある場合、請求書受領日から30日以内にアウトブレインに書面又は電子メールにて通知するものとする。顧客の通知メールは、異議のある金額及びその異議を裏付ける情報を含むものとする。アウトブレインは顧客からの通知受領日から20営業日以内に検証し、書面にて回答するものとする。顧客は、異議のない請求額に対し、支払いを保留してはならず、請求額のうち、誠実に異議のない額については、請求書受領日より30日以内に全額を支払うものとする。

第5.4項

支払期日までに支払いがされず、第5.3項に従って異議が申し立てられない場合には、判決の前後にかかわらず、アウトブレインは支払期日から実際に支払いがされる日まで年利6%の利息を請求することができる。また、アウトブレインは、顧客が支払い義務のあるすべての金額を支払うまで、顧客によるサービスの利用を停止、もしくは終了、及び、回収会社への費用、合理的な弁護士費用、裁判費用を含む全ての回収費用を顧客に請求する権利を留保する。必要に応じて、顧客は、アウトブレインが顧客の信用情報を調査することを許可する。場合によっては、顧客は、アウトブレインがクレジット拡大の条件として随時要求することのある財務情報及び書類を提供することに同意する。顧客は、クレジットの確認、アウトブレインへの支払いの履行、アウトブレインへの負債の回収及び/又は顧客の口座への支払いのみを目的として、アウトブレインが、その代理として処理する会社に対し、顧客がアウトブレインに提供する口座情報、及びクレジットカード又は関連する請求及び支払い情報の共有を承諾し、同意する。アウトブレインは、何とくでも単独裁量権をもって、クレジットの拡大、修正、又は取り下げをすることができる。

第6条 追加のフィーチャー及び取引条件

第6.1項

アウトブレインは、追加のサービスフィーチャーを随時顧客に提案し、当該フィーチャーの使用は、(オンラインでのクリックによる同意もしくはダッシュボード等を通じた)顧客の特定の追加取引条件に合意によるものとする(以下「追加取引条件」という)。当該フィーチャーは、アウトブレインの裁量により顧客に提供され、第5.1項に明記されている料金に加えて、追加の料金が含まれる場合がある。顧客の追加取引条件の受諾により、アウトブレイン及び顧客間で拘束力のある、法的強制力のある合意の成立とする。取引条件、追加取引条件及びキャンペーン詳細に齟齬のある場合には、(i)追加取引条件、(ii)キャンペーン詳細、(iii)取引条件を優先順位とする。アウトブレインのキャンペーンを目的として(アウトブレインダッシュボード等を通じ)LiveRampサービスを利用する顧客は、[LiveRamp取引条件](#)を遵守するものとする。

第6.2項

以下第8条の顧客の遵守を条件として、顧客のキャンペーンのより強化されたターゲティング機能及び/又はセグメント作成に関連したアナリティクスを提供するために、顧客は、(i)顧客のウェブサイト又はアプリケーションページ上のアウトブレインの 픽セル

(以下「アウトブレイン 픽셀」という)及び/又は、(ii) 第三者の 픽셀又は 태그 (以下「第三者 픽셀」という)を設置することができる(以下、アウトブレイン 픽셀及び第三者 픽셀を合わせて「픽셀」という)。顧客は、(a) 픽셀の使用が個人情報保護法に準拠していること、及び(b) 픽셀の使用についてユーザーへの確かな通知をすることを表明し、保証する。当該通知として、(1) アウトブレインを含む第三者がクッキー又は同様のテクノロジーを使用し、顧客のウェブサイトから情報を収集又は受信し、測定サービス及びターゲット広告等を提供するために当該情報を使用すること、(2) ターゲットを絞るための情報収集から、ユーザーがどのようにオプトアウトするかを含むものとし、(3) 未成年者、及び/又は、(身体的または精神的健康状態等を含む)その他慎重に扱うべき種類のデータを標的としたウェブサイト又はアプリケーションページ上の 픽셀を使用してはならないものとする。顧客は、当該第6.2項の規定を遵守しなければ、픽셀を使用してはならない。

第6.3項

キャンペーンのターゲティングをより強化するために、第三者セグメントを利用する場合(以下「第三者ターゲティング」という)は、顧客は該当する税金等を含む、第三者ターゲティングの使用料(以下「第三者データコスト」という)を支払う。第三者ターゲティングの使用にあたり、各キャンペーンの顧客の請求書は、第5.1項に従った料金及び(該当する場合のみ)第三者データコストとする。顧客は、アウトブレインのリポーティング指標に基づいて、第三者データコストが計上されることを承諾する。第三者ターゲティングを利用する場合、顧客は、(i) 本件についての確かな通知及び/又は(該当する)プライバシーポリシーを通してユーザーに開示し、(ii) 未成年者、又は、その他慎重に扱うべき種類のデータを標的として第三者ターゲティングを使用してはならない。

第7条 守秘義務

第7.1項

各当事者は、本契約に関連して一方の当事者から他方の当事者に開示された機密情報(以下に定義する)に関して、機密情報の開示を受けた側の当事者は、当該機密情報を第三者に漏洩せず、また本契約に基づくその権利と義務に関連する目的以外に使用しないことに合意する。「機密情報」とは、当事者又はその子会社ないし系列会社に関する情報で、一般に知られておらず、秘密又は所有権ありとの記載があり、あらゆる状況で機密又は所有権のあるものとして扱われるすべての情報を意味し、本契約の規定も機密情報に含まれる。但し、以下の(i)~(iv)のいずれかに該当する情報は、機密情報に含まれない。(i) 開示の時点ですでに公知であった情報又は開示後に被開示者以外の情報源から公知となった情報。(ii) 開示の時点で被開示者が合法的に所持していた情報。(iii) 機密情報を参照することなく被開示者が独自で開発した情報。(iv) 開示された情報に関する守秘義務を負わない第三者から開示後に取得した情報。

第7.2項

機密情報は厳重に秘密として保持し、あらゆる合理的かつ必要な措置により保護されるものとする。被開示者は、機密情報を知る必要がありかつ本契約書に記載の守秘義務と同等以上の守秘義務を負う自らの従業員、代理人、もしくは代理店以外の者に、機密情報を開示しないものとする。各当事者は、本契約に従って他方の当事者により提供される機密情報のいかなる部分も、本契約に基づき明確に規定されている目的以外に使用してはならない。但し、各当事者は裁判所の命令、法律または政府機関の要請に従うために必要な機密情報は開示することができ、アウトブレインは、顧客の親会社又は顧客の子会社との間で、顧客の機密情報を共有することができる。

第7.3項

顧客がプロバイダーの代理人もしくは代理店の場合、顧客は、アウトブレインが当該コンテンツプロバイダー(又は、その他コンテンツプロバイダーの指定する第三者)のキャンペーン詳細の閲覧及び使用権を付与することを承諾する。

第8条 追加表明及び保証 / 免責事項

第8.1項

各当事者は他方の当事者に対し、次のことを表明し保証する。(i) 自らが本契約を締結し、本契約に基づく権利とライセンスを付与するために必要なすべての権利と権限を有すること、(ii) 適用法令も遵守すること、(iii) 本契約(キャンペーン詳細を含む)の締結と受け入れ、及び本契約に基づく自らの債務と義務の履行が自らが締結している別の契約と抵触しないこと、及び(iv) 各当事者は、自己又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力ではないこと。なお、「適用法令」とは、(当事者の義務に対し適用される全ての連邦、国、州、又は外国の法令、又は業界の自主規制、又は自主ガイドライン等(Interactive Advertising Bureau(IAB)のガイドライン、スタンダード&ベストプラクティス、NAI行動規範、DAAオンライン行動広告に関する自主規制原則を含む))を意味し、顧客またはアウトブレインに適用される。個人データのブラ

イバシーに関する適用法令を「個人情報保護法」という。

第8.2項

顧客はさらに次のことを表明し、保証する。(i) コンテンツが、適用法令に違反せず、有害、暴言、わいせつ、脅迫的あるいは名誉棄損と捉えられる可能性のある内容を含まないこと。(ii) アウトブレインがコンテンツを使用し、そのホストとなり、キャッシュ、ルーティング、保存、コピー、変更、配信、再フォーマット、複製、公開、表示、転送するために必要なすべての権利を本契約に基づいてアウトブレインに許可するための権利を有していること。(iii) 本契約に基づくコンテンツの利用が第三者の知的財産権を侵害しないこと。(iv) 13歳未満の子供向けのコンテンツを提供しないこと。(v) 意図していない利益を得るためにサービスを利用しないこと、またはサービスの整合性及び／又は総合的性能を阻害しないこと。(vi) ダッシュボードを使用する場合、顧客が、アウトブレインが単独で定義するダッシュボードの使用に関するルールを守ること（個別のネットワークソースをホワイトリストするための入札を使用する等を含む）。

第8.3項

顧客が代理人、もしくは代理店（その他、コンテンツプロバイダーの代理の第三者）である場合には、顧客は次のことを表明し、保証する。(i) 顧客は、正式に権限を付与されたコンテンツプロバイダーの代理人、もしくは代理店であること。(ii) 顧客は、本契約を締結し、及び、コンテンツプロバイダーに関する全ての意思決定をし、実行する法的権限を有すること。(iii) 上記 (i) 及び (ii) に従って、コンテンツプロバイダーに代理する権限を付与することを、書面による契約にて締結していること（及び、アウトブレインの要請により、当該契約書をアウトブレインに提出すること）。

第8.4項

本契約に明記されているものを除き、アウトブレインは商品性、権原、非侵害、特定目的への適合性についての保証あるいは取引の過程、使用あるいは取引慣行に起因する保証を含め、そのサービス、顧客の代理として実施するキャンペーンの履行ないし成功について明示・黙示を問わずいかなる表明も保証を行わない。アウトブレインのサービスが途切れることなく続き、安全であり、又はエラー等が発生しないという表明や保証も行わない。

第9条 データ保護

第9.1項

両当事者は、サービスを通じて（又はアウトブレインピクセルの使用により）利用された、又は収集されたすべてもしくは一部のデータが個人情報であるものと了承する。但し、アウトブレインは、本規約の発効日において、一切のエンドユーザーデータを顧客に対して送付及び／又は受信をしていない。

第9.2項

適用される全ての法律、規則、規制（個人情報保護法を含む）を遵守した上で、各当事者は、各々がデータ保護法に規定されている関連通知の条項を掲載、及び、関連の許諾等の責任を負うものとする。両当事者は、必要性のある限り、(i) エンドユーザーからの要請に協力し、(ii) いかなる個人データの偶発的又は違法な破壊及び紛失、修正、無断の開示、又は個人情報のアクセスを阻止するために、適切な技術的・組織的措置を実施するものとする。各当事者は、ウェブサイト上に簡単にアクセス、又は発見できる箇所に、(i) サービスにおいて実施されるクッキー（リダイレクトに基づくものかどうかに関わらず）の使用を開示し、また(ii)各当事者のセキュリティ管理及び国際移転に関する情報を含むプライバシーポリシーを、各々が継続的に表示するものとする。

第10条 補償

第10.1項

本契約に基づく各当事者の義務及び表明に対する違反より生ずる第三者の請求から、他方の当事者、その代理人、もしくは代理店、関連会社、子会社、取締役、役員、従業員、その他契約関係に該当する場合はネットワークパートナーを保護及び補償し、損失を与えてはならない。

第10.2項

当該請求に関連して、(i) 被補償当事者は、補償当事者に対し、迅速に書面にて請求があった旨を通知する（但し、迅速な通知が為さ

れなかった場合にも、補償当事者が本契約の補償義務を免れることはなく、迅速な通知が為されなかったことにより補償当事者が被った損害についてはこの限りでない)。 (ii) 補償当事者は単独で請求に対する弁護を行い、又は和解をすることができる（但し、補償当事者は、被補償当事者の書面による事前の同意がない限り、被補償当事者の権利又は義務に悪影響を及ぼす可能性がある和解を行うことはできない）。 (iii) 補償当事者が要求し、その費用を負担するときには、被補償当事者は当該請求に関する調査検討及びこれに対する弁護に協力する。 (iv) 被補償当事者は自らの費用負担により自ら選択する弁護士を使って、自らの権利を弁護する権利を有する。

第11条 責任制限

本契約で規定されている当事者の補償義務、故意の違法行為又は本契約の守秘義務違反、データ保護条項又は費用の未払に起因する請求に関する場合を除き、不法行為又は契約等の形態にかかわらず、本契約あるいはその履行に起因し、又は、何らかの形でこれに関連して生じるあらゆる訴訟に関する各当事者とその取締役、役員、従業員、納入業者、ネットワークパートナー、代理人、もしくは代理店の賠償責任総額の上限は、(i) 当該行為が行われた直近12ヶ月間に本契約に基づいて顧客が支払うべき料金の額と(ii) 500万円のうち、いずれか大きい額を上限とする。各当事者は、たとえ損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても、結果損害賠償、特別損害賠償、懲罰的損害賠償、付随的損害賠償や、本契約又はその履行に起因しないし関連して生じるデータの消失、逸失収益、逸失利益などその他いかなる損害についても責任を負わない。

第12条 雑則

第12.1項

いずれの当事者も、法律の効果あるいはそれ以外の方法により、他方の当事者の書面による事前の同意なく第三者に対し本契約の全部又は一部を譲渡することはできない。但し、譲受人が本契約を履行するに十分な能力を有し、本契約の履行義務を引き受ける場合には、一方の当事者は、他方の当事者の同意を要することなく、合併、再生、資産の全部ないしその大半の譲渡を行い、本契約に基づく自らの権利の全部又は一部を譲渡し、義務の全部又は一部を承継させることができる。

第12.2項

本契約は、日本法に準拠し、それに従って解釈されるものとする。当事者は、本契約に起因又は関連して生じるあらゆる紛争について、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。当該訴訟において勝訴をした当事者は、敗訴当事者に対し、本契約に基づき、合理的な範囲内の弁護士費用及び訴訟費用の支払いを請求することができる。

第12.3項

いかなる新聞発表又は一般公告も、顧客とアウトブレインの相互の合意なく行わないものとする。アウトブレインは、自らの顧客リスト及びその他マーケティング資料に顧客の名称を記載する権利を有する。顧客は、アウトブレインの事前の承認を得ずにアウトブレインの名称、ロゴまたは商標を使用することはできない。

第12.4項

本契約に基づくすべての通知は書面にて行うものとし、手渡し、ファックス、電子メール、速達、配達証明付書留郵便により、広告掲載申込書に記載の相手方当事者の住所又は相手方が随時文書で指定するその他の住所に送付する。通知は受理された時点をもって有効となる。

第12.5項

一方の当事者が本契約に基づく自らの権利の1つを行使しなかった場合においても、当該権利を放棄したものとはみなされない。本契約の1つまたは複数の条項が準拠法に基づいて強制不能であると解釈される場合には、当該条項は本契約から除外され、合意の残りの条項は効力を失わない。

第12.6項

いずれの当事者も、合理的に制御できない事由により本契約に記載された自らの義務の履行遅滞、又は履行不能に賠償責任を負わない。また、いずれの当事者も、インターネットの接続や操作不能、技術的不具合、コンピュータのエラー、データ損傷によるデータ

の紛失その他の損害を受けた場合に賠償責任を負うことはない。

第12.7項

第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条及び異議の生じていない未払いに対する支払い義務は、本契約終了後も存続する。

第12.8項

顧客とアウトブレインは、相互に独立した契約当事者である。本契約に記載されたいかなる文言も、両当事者間での合併関係又は提携関係の成立と見なされず、解釈されてはならない。

第12.9項

本契約は、当該契約内容に関する両当事者の完全なる合意をあらわし、両当事者の書面による事前の合意がない限り修正することはできない。発注書、広告掲載申込書、請求書、又はその他本契約に照らして顧客の提出する書類に含まれる取引条件の内容に関して、齟齬または相反する規定のある場合は、アウトブレインが当該書類を受諾または署名したとしても、一切効力を持たない。